

岩手県告示第462号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成28年5月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年4月12日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社小山建設
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市川崎町薄衣字久伝41番地5
 - ウ 代表者の氏名 小山裕昭
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第664号
 - (3) 処分の内容 管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年4月11日付けで管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成28年4月6日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 池本建築
 - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市岩屋78番地
 - ウ 代表者の氏名 池本正春
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第20256号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年4月5日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成28年4月6日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 内装仕上ケーエム
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市三ツ割五丁目3番1号
 - ウ 代表者の氏名 煙山正之
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第20678号
 - (3) 処分の内容 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年4月1日付けで大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成28年3月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 三田技建
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市鬼柳町田の神97番地2
 - ウ 代表者の氏名 三田正義
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第50030号
 - (3) 処分の内容 とび・土工・コンクリート工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年3月28日付けでとび・土工・コンクリート工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成28年3月28日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 勝栄塗装工業

イ 主たる営業所の所在地 北上市常盤台四丁目5番33号

ウ 代表者の氏名 北野義勝

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第50041号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年3月28日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成28年4月19日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 ロードワークス株式会社

イ 主たる営業所の所在地 一関市真柴字小西43番地5

ウ 代表者の氏名 田頭誠

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第60088号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年4月18日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成28年3月17日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 いわい設備

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市盛町字沢川23番地8

ウ 代表者の氏名 磐井章夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-25)第90111号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年3月17日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成28年4月7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社佐藤組

イ 主たる営業所の所在地 北上市相去町旧館沢20番地1

ウ 代表者の氏名 佐藤正昭

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-24)第917号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年4月5日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。